

装蹄業務要綱

1 趣旨

この要綱は、福井しあわせ元気国体馬事衛生対策要項（以下「馬事衛生対策要項」という。）に基づき、第 7 3 回国民体育大会馬術競技会に出場する馬匹（以下「出場馬」という。）に対する装蹄行為を円滑に進めるため、必要な事項を定める。

2 装蹄所の設置

馬事衛生対策要項 3（4）に基づき、平成 30 年 9 月 28 日から 10 月 5 日までの間（以下「大会期間中」という。装蹄所を設置し、応急処置および一般装蹄に必要な装蹄具、消耗品等を整備する。

3 装蹄所の管理・運営

装蹄所の管理・運営については、馬事衛生本部の装蹄係が担当する。装蹄係は、装蹄の受付（応急処置、一般装蹄）および所内の管理を実施する。

また、装蹄係および装蹄師は、馬事衛生対策要項に定める装蹄簿（様式 6）および装蹄日報（様式 7）並びに装蹄実績書（様式 8）を作成する。

4 装蹄師の常駐

装蹄所には、大会期間中午前 8 時から午後 5 時まで装蹄師を 1 人以上常駐させる。

また、競技中には装蹄師 1 名が待機馬場に急行できるところで待機していること。

5 大会期間中の装蹄行為

大会期間中に装蹄師が行なう装蹄行為は、次のとおりとする。

なお、外来装蹄師の装蹄行為については、外来装蹄師自らの責任の上で実施すること。

また、装蹄師は、外来装蹄師から協力依頼があった場合には、協力するものとする。

(1) 応急処置および一般診療

ア 応急処置

参加馬が大会期間中に落鉄し、参加都道府県の監督等が落下した蹄鉄を持参した装蹄を依頼してきた場合、その装蹄料金は無料とする。

イ 一般装蹄

蹄鉄の新装、クランポン加工、パッド等の装着、特殊装蹄等については、一般装蹄とみなし費用については、参加都道府県の負担とし、参加都道府県の監督等が公設装蹄師に支払うものとする。

6 装蹄所に整備する器具等

装蹄所に整備する装蹄用器具器材等については、県実行委員会および装蹄師との協議の上、決定する。